

年金だより

万が一のとき、国民年金にはさまざまな給付があります。

国民年金の被保険者期間中に不慮の事故などにより亡くなってしまった場合、生計を維持されていた子の年金が支給されますが、他にも国民年金から次のような給付があります。

寡婦(かぶ)年金

保険料納付済期間または保険料免除期間を合わせて、25年以上ある夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係のあった妻に60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

保険料納付済期間または保険料免除期間を合わせて、25年以上ある夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係のあった妻に60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

年金受給者の方が住所を変更されたときは手続きが必要です

●公的個人認証（電子証明書）の発行・失効サービスの停止

●自己またはその配偶者、直系の親族による請求

●国・地方公共団体の機関による請求

●電子証明書オンライン失効及び有効性確認（パソコン等からサービスの利用ができません）

●官職証明書検証サービスの利用制限（平成20年9月24日㈬以降に発行される電子証明書を所持する利用者は、当該サービスが利用できません。）

●申込の方法

●申込の手数料

●申込の手数料